

法律の概要

Q4

土壌環境基準と土壌汚染対策法の違いは何ですか？

土壌環境基準は、環境基本法第 16 条第1項において、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められているものです。そのため、環境基準を満たさなくとも罰則や措置義務は設けられておりません。ただし、政府は公害の防止に関する施策を講じることによって、環境基準を確保するよう努めることとされています(同条第4項)。土壌汚染対策法は調査や対策に関する義務などが定められた規制法であり、土壌環境基準を確保するための施策として制定されているものと解釈されます。

表4-1 土壌環境基準

	基準 (環境上の条件) ¹⁾	
	右欄以外の土壌	地下水面から離れている土壌
カドミウム	0.01mg/L 以下 かつ、 農用地において 0.4mg/kg 以下 ²⁾	(地下水 0.01mg/L 以下の場合) 0.03mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	—
有機燐	検出されないこと	—
鉛	0.01mg/L 以下	(地下水 0.01mg/L 以下の場合) 0.03mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	(地下水 0.05mg/L 以下の場合) 0.15mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下 かつ、 農用地において 15mg/kg 未満	(地下水 0.01mg/L 以下の場合) 0.03mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	(地下水 0.0005mg/L 以下の場合) 0.0015mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	—
PCB	検出されないこと	—
銅	農用地(田)において 125mg/kg 未満	—
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	—
シマジン	0.003mg/L 以下	—
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
セレン	0.01mg/L 以下	(地下水 0.01mg/L 以下の場合) 0.03mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下	(地下水 0.8mg/L 以下の場合) 2.4mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下	(地下水 1mg/L 以下の場合) 3mg/L 以下

1) (農用地に関する基準を除く) 検液1Lあたりの有害物質の量

2) 米 1kg あたりの有害物質の量

3) 土壌 1kg あたりの有害物質の量